

○電波法関係審査基準（平成13年総務省訓令第67号）

（傍線部分は改正部分）

改 正 案	現 行
<p>第1章 総則</p> <p>第2条 この審査基準において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1)～(12) (略)</p> <p>(13) 表現の自由享有基準 <u>基幹放送の業務に係る特定役員及び支配関係の定義並びに表現の自由享有基準の特例に関する省令(平成27年総務省令第 号)をいう。</u></p> <p><u>(14)～(17) (略)</u></p> <p>第2章 免許を要する無線局の一般的審査</p> <p>(無線局の免許及び再免許並びに予備免許)</p> <p>第3条 法第6条第1項又は第2項の申請書並びにそれに添付される免許規則に定める無線局事項書及び工事設計書を受理したときは、法第7条第1項又は第2項の規定に基づき、その申請が次の各号 <u>(認定経営基盤強化計画(放送法(昭和25年法律第132号)第116条の4第4項に規定する認定経営基盤強化計画をいう。以下同じ。))</u> を提出した国内基幹放送事業者 <u>(特定地上基幹放送局(当該特定地上基幹放送局を用いて行われる国内基幹放送に係る放送対象地域が同法第116条の2第1項の指定放送対象地域であるものに限る。))</u> の免許人に限る。別添6において同じ。) <u>が同法第116条の5第3項本文の規定の適用を受ける場合にあつては、(8)を除く。)</u> に適合しているかどうかを審査し、適合して</p>	<p>第1章 (同左)</p> <p>第2条 (同左)</p> <p>(1)～(12) (同左)</p> <p>(13) 表現の自由享有基準 <u>基幹放送の業務に係る表現の自由享有基準に関する省令(平成23年総務省令第82号)をいう。</u></p> <p><u>(14) 認定放送持株会社の子会社に関する特例 基幹放送の業務に係る表現の自由享有基準に関する省令の認定放送持株会社の子会社に関する特例を定める省令(平成23年総務省令第83号)をいう。</u></p> <p><u>(15)～(18) (同左)</u></p> <p>第2章 免許を要する無線局の一般的審査</p> <p>(無線局の免許及び再免許並びに予備免許)</p> <p>第3条 法第6条第1項又は第2項の申請書並びにそれに添付される免許規則に定める無線局事項書及び工事設計書を受理したときは、法第7条第1項又は第2項の規定に基づき、その申請が次の各号に適合しているかどうかを審査し、適合していると認められるときは、予備免許若しくは免許又は再免許を与える。ただし、電気通信業務用無線局(地上一般放送局(エリア放送を行うものに限る。以下この条において同じ。))を除く。以下この条において同じ。)又は基幹放送をする無線局に割り当てることができる周波数が不足する場合には、それぞれ、根本基準第9条又は放送局根本基準第10条の規定に基づき優先する無線局の申請者に予備免許又は再免許を与える。この場合において、一方の申請者が</p>

いると認められるときは、予備免許若しくは免許又は再免許を与える。ただし、電気通信業務用無線局（地上一般放送局（エリア放送を行うものに限る。以下この条において同じ。）を除く。以下この条において同じ。）又は基幹放送をする無線局に割り当てることができる周波数が不足する場合には、それぞれ、根本基準第9条又は放送局根本基準第10条の規定に基づき優先する無線局の申請者に予備免許又は再免許を与える。この場合において、一方の申請者が再免許の申請を行った者であるときは、他方の申請者は、当該再免許に係る無線局の免許の有効期間満了前3か月以上6か月を超えない期間に申請を行った者に限り、電気通信業務用無線局については根本基準第9条の規定に基づき優先する無線局を審査する際に、基幹放送をする無線局については放送局根本基準第10条の規定に基づき優先する基幹放送をする無線局を審査する際に、それぞれ再免許に係る電気通信業務又は基幹放送業務の継続の確保に配慮する。また、地上一般放送局の申請で、既に他の地上一般放送局に割り当てられている周波数を、当該地上一般放送局の免許の有効期間後に使用することを希望するものにあつては、当該地上一般放送局の免許の有効期間満了前3か月以上6か月を超えない期間に行われたものに限り審査の対象とする。

(1) ・ (2) (略)

(3) 無線局事項書に記載された事項は、次のアからクまでに適合するものであること。

ア～キ (略)

ク 基幹放送の業務に用いられる電気通信設備は以下を満たすものであること。

(ア) 特定地上基幹放送局の場合

A 放送法第111条第2項第1号及び第121条第2項第1号の規定による設備の損壊又は故障に対する措置については、放送法関係審査基準（平成23年総務省訓令第30号）別添1に掲げる対策が講じられていること。

再免許の申請を行った者であるときは、他方の申請者は、当該再免許に係る無線局の免許の有効期間満了前3か月以上6か月を超えない期間に申請を行った者に限り、電気通信業務用無線局については根本基準第9条の規定に基づき優先する無線局を審査する際に、基幹放送をする無線局については放送局根本基準第10条の規定に基づき優先する基幹放送をする無線局を審査する際に、それぞれ再免許に係る電気通信業務又は基幹放送業務の継続の確保に配慮する。また、地上一般放送局の申請で、既に他の地上一般放送局に割り当てられている周波数を、当該地上一般放送局の免許の有効期間後に使用することを希望するものにあつては、当該地上一般放送局の免許の有効期間満了前3か月以上6か月を超えない期間に行われたものに限り審査の対象とする。

(1) ・ (2) (同左)

(3) (同左)

ア～キ (同左)

ク (同左)

(ア) (同左)

A 放送法 （昭和25年法律第132号） 第111条第2項第1号及び第121条第2項第1号の規定による設備の損壊又は故障に対する措置については、放送法関係審査基準（平成23年総務省訓令第30号）別添1に掲げる対策が講じられていること。

B (略)

(イ) (略)

(4)～(11) (略)

(12) 特定地上基幹放送局の申請である場合、次のア及びイによること。

ア 放送法第93条第1項第4号の掲げる要件に該当することの審査は、表現の自由享有基準及び放送法関係審査基準第2章によること。

イ (略)

(13)～(15) (略)

(免許人及び予備免許を受けた者の地位の承継の許可)

第11条 法第20条第2項から第5項まで (第4項を除き、これらの規定を放送法第116条の5第4項において準用する場合を含む。) の規定による無線局の免許人の地位の承継又は同条第10項の規定による法第8条の予備免許を受けた者の地位の承継の申請書を受理したときは、第3条 (放送法第116条の5第4項各号に掲げる者が同項において読み替えて準用する同条第3項本文の規定の適用を受ける場合にあつては、(8)を除く。) から第5条までの規定を準用して審査し、適合していると認めるときは、許可する。

別添6 (第3条関係)

地上系による基幹放送局に係る比較審査基準

第1 (略)

第2 ラジオ放送

1 (略)

2 放送対象地域内の世帯カバー率(放送局根本基準第9条関係)

放送対象地域内のできるだけ多くの世帯において放送波での直接受信が可能となる計画を有していること。

3 放送の公正かつ能率的な普及(放送局根本基準第9条関係)

B (同左)

(イ) (同左)

(4)～(11) (同左)

(12) (同左)

ア 放送法第93条第1項第4号の掲げる要件に該当することの審査は、表現の自由享有基準、認定放送持株会社の子会社に関する特例及び放送法関係審査基準第2章によること。

イ (同左)

(13)～(15) (同左)

(免許人及び予備免許を受けた者の地位の承継の許可)

第11条 法第20条第2項から第5項までの規定による無線局の免許人の地位の承継又は同条第10項の規定による法第8条の予備免許を受けた者の地位の承継の申請書を受理したときは、第3条から第5条までの規定を準用して審査し、適合していると認めるときは、許可する。

別添6 (第3条関係)

地上系による基幹放送局に係る比較審査基準

第1 (同左)

第2 (同左)

1 (同左)

2 (同左)

3 放送の公正かつ能率的な普及(放送局根本基準第9条関係)

(1) 地域社会の要望を充足する放送が、より多く設けられていること（短波放送を除く。）。

(2) (略)

4 上記1～3を基準に比較審査を行う際の評価項目及び評価点は次の表のとおりとする。なお、評価点の合計点が同点である場合には、放送の継続の確保の観点から、再免許の申請を優先する。

表 比較審査を行う評価項目及び評価点

比較審査基準	評価基準	評価点
(略)	(略)	(略)
2 放送対象地域内の世帯カバー率 放送対象地域内のできるだけ多くの世帯において放送波での直接受信が可能となる計画を有していること (認定経営基盤強化計画を提出した国内基幹放送事業者が当該認定経営基盤強化計画に従って特定放送番組同一化(放送法第116条の3第2項第5号イに規定する特定放送番組同一化をいう。3(1)において同じ。)を行う場合にあっては、当該特定放送番組同一化を行う他の国内基幹放送事業者の基幹放送局を用いて行われる基幹放送が受信できる世帯を含む。)(10点)	放送対象地域内の世帯カバー率95%以上	10
	放送対象地域内の世帯カバー率90%以上95%未満	8
	放送対象地域内の世帯カバー率85%以上90%未満	6
	放送対象地域内の世帯カバ	4

(1) (同左)

(2) (同左)

4 (同左)

表 比較審査を行う評価項目及び評価点

比較審査基準	評価基準	評価点
(同左)	(同左)	(同左)
2 放送対象地域内の世帯カバー率 放送対象地域内のできるだけ多くの世帯において放送波での直接受信が可能となる計画を有していること。(10点)	(同左)	(同左)
	(同左)	(同左)
	(同左)	(同左)
	(同左)	(同左)

		一率 80% 以上 85% 未満	
		放送対象 地域内の 世帯カバ ー率 80% 未満	2
3 放送 の公正 かつ能 率的な 普及（ 6点又 は3点 ）	（1） 地域社会の要望を充 足する放送が、より多 く設けられていること 。（3点） ※「ローカル番組」とは、 出演者、番組内容等から みて、当該放送事業者の 存立の基盤たる地域社会 向けの放送番組（ <u>認定 経営基盤強化計画を提出 した国内基幹放送事業者 が当該認定経営基盤強化 計画に従って特定放送番 組同一化を行う場合に あ</u> <u>っては、放送法第 116 条 の 6 第 2 項の規定により 当該特定放送番組同一化 の対象となる二以上の国 内基幹放送に係るそれぞ れの放送対象地域を併せ て一の放送対象地域とみ なした場合における当該 みなされた一の放送対象</u>	ローカル 番組比率 が 1 週間 の放送時 間中 50% 以上	3
		ローカル 番組比率 が 1 週間 の放送時 間中 20% 以上 50% 未満	2
		ローカル 番組比率 が 1 週間 の放送時 間中 20% 未満	1

		(同左)	(同左)
3 放送 の公正 かつ能 率的な 普及（ 6点又 は3点 ）	（1） 地域社会の要望を充 足する放送が、より多 く設けられていること 。（3点） ※「ローカル番組」とは、 出演者、番組内容等から みて、当該放送事業者の 存立の基盤たる地域社会 向けの放送番組と認めら れるもの。	(同左)	(同左)
		(同左)	(同左)
		(同左)	(同左)

	地域向けの放送番組を含む。)と認められるもの。		
(2)	(略)	(略)	(略)

(2)	(同左)	(同左)	(同左)

改 正 案	現 行
<p>目次</p> <p>第1章～第3章（略）</p> <p>第3章の2 移動受信用地上基幹放送の業務の認定等（第10条の2—第10条の7）</p> <p><u>第3章の3 経営基盤強化計画の認定等（第10条の8—第10条の11）</u></p> <p>第4章 一般放送の業務の登録等（第11条—第14条）</p> <p>第5章・第6章（略）</p> <p>第2章 地上基幹放送の業務の認定等</p> <p>（目的）</p> <p>第1条 この訓令は、放送法（昭和25年法律第132号。以下「法」という。）第93条第1項の規定に基づく基幹放送の業務の認定（電波法（昭和25年法律第131号）第7条第2項に基づく特定地上基幹放送局の免許を含む。）及び法第97条第1項の規定に基づく放送事項等の変更許可、<u>法第116条の3第1項の規定に基づく経営基盤強化計画の認定及び法第116条の4第1項の規定に基づく経営基盤強化計画の変更の認定</u>、法第126条から第128条までの規定に基づく一般放送の業務の登録及び法第130条の規定に基づく一般放送の業務の変更登録、法第140条の規定に基づく受信障害区域における再放送並びに法第159条第2項（法第165条第2項において準用する場合を含む。以下同じ。）の規定に基づく認定放送持株会社の認定に係る審査基準を定めることを目的とする。</p> <p>（認定等の基準）</p> <p>第3条 地上基幹放送の業務の認定等に当たっては、<u>次に掲げる条</u></p>	<p>目次</p> <p>第1章～第3章（同左）</p> <p>第3章の2（同左）</p> <p>第4章（同左）</p> <p>第5章・第6章（同左）</p> <p>第2章（同左）</p> <p>（目的）</p> <p>第1条 この訓令は、放送法（昭和25年法律第132号。以下「法」という。）第93条第1項の規定に基づく基幹放送の業務の認定（電波法（昭和25年法律第131号）第7条第2項に基づく特定地上基幹放送局の免許を含む。）及び法第97条第1項の規定に基づく放送事項等の変更許可、法第126条から第128条までの規定に基づく一般放送の業務の登録及び法第130条の規定に基づく一般放送の業務の変更登録、法第140条の規定に基づく受信障害区域における再放送並びに法第159条第2項（法第165条第2項において準用する場合を含む。以下同じ。）の規定に基づく認定放送持株会社の認定に係る審査基準を定めることを目的とする。</p> <p>（認定等の基準）</p> <p>第3条 地上基幹放送の業務の認定等に当たっては、<u>次の各号の条</u></p>

件（法第116条の4第4項に規定する認定経営基盤強化計画を提出した国内基幹放送事業者（国内基幹放送（指定放送対象地域に係るものに限る。）を行う認定基幹放送事業者に限る。）が法第116条の5第1項本文の規定の適用を受ける場合及び同条第2項各号に掲げる者が同項において読み替えて準用する同条第1項本文の規定の適用を受ける場合にあっては、（4）イ及び（5）を除く。）を満たすものでなければならない。

(1)～(4) (略)

(5) 法第93条第3項に規定する事業計画書及び事業収支見積書等については、その記載内容が認定等を受けようとする地上基幹放送の業務に係る放送対象地域における諸般の状況等から判断して、客観的に適切な内容のものであり、確実にその事業の計画を実施することができるものであること。特に、事業収支見積りにおいて収入が減少傾向にある場合は、事業収支見積りの裏付けとなる費用削減方策が具体的、かつ、適切に記載されていること。

(6)・(7) (略)

(8) 法第93条第1項第4号及び基幹放送の業務に係る特定役員及び支配関係の定義並びに表現の自由享有基準の特例に関する省令（平成27年総務省令第 号。以下「自由享有基準」という。）に規定する要件に適合していること。

(9) 自由享有基準第12条において、次に掲げる地域は隣接する放送対象地域として扱う。

北海道と青森県、千葉県と神奈川県、広島県と愛媛県、福岡県と山口県、兵庫県と徳島県、長崎県と熊本県、鹿児島県と沖縄県

(10) 自由享有基準第4条の規定に基づき、一の者が法人又は団体の議決権の10分の1又は3分の1を超える議決権を有してい

件を満たすものでなければならない。

(1)～(4) (同左)

(5) 法第93条第4項に規定する事業計画書及び事業収支見積書等については、その記載内容が認定等を受けようとする地上基幹放送の業務に係る放送対象地域における諸般の状況等から判断して、客観的に適切な内容のものであり、確実にその事業の計画を実施することができるものであること。特に、事業収支見積りにおいて収入が減少傾向にある場合は、事業収支見積りの裏付けとなる費用削減方策が具体的、かつ、適切に記載されていること。

(6)・(7) (同左)

(8) 法第93条第1項第4号、基幹放送の業務に係る表現の自由享有基準に関する省令（平成23年総務省令第82号。以下「自由享有基準」という。）及び基幹放送の業務に係る表現の自由享有基準に関する省令の認定放送持株会社の子会社に関する特例を定める省令（平成23年総務省令第83号。以下「認定放送持株会社の子会社に関する特例」という。）に規定する要件に適合していること。

(9) 自由享有基準第3条第1項第3号及び認定放送持株会社の子会社に関する特例第4条第1項第3号において、次に掲げる地域は隣接する放送対象地域として扱う。

北海道と青森県、千葉県と神奈川県、広島県と愛媛県、福岡県と山口県、兵庫県と徳島県、長崎県と熊本県、鹿児島県と沖縄県

(10) 自由享有基準第8条又は認定放送持株会社の子会社に関する特例第9条の規定に基づき、一の者が法人又は団体の議決

るか否かの判定は、次のアからウまでの議決権を合算して行うものとすること。

ア 一の者の名義に係る議決権

イ 一の者が自己の計算により議決権を有する場合であって、その議決権に係る株式の所有者の名義が異なる場合における当該議決権

ウ 一の者が、未公開株式（金融商品取引法（昭和23年法律第25号）第2条第16項に規定する金融商品取引所に上場されて

権の10分の1又は100分の33.33333を超える議決権を有しているか否かの判定は、一の者の名義に係る議決権のほか、次のアからウまでに掲げる場合にあっては、当該アからウまでに定めるところにより、これらの議決権を合算して行うものとすること。

ア 一の者が自己の計算により議決権を有する場合、その議決権に係る株式の所有者の名義が異なっても、その議決権は、当該一の者の有する議決権とするものとする。また、一の者が、未公開株式（金融商品取引法（昭和23年法律第25号）第2条第16項に規定する金融商品取引所に上場されておらず、かつ、同法第67条の11第1項の店頭売買有価証券登録原簿に登録されていない株式をいう。以下同じ。）に係る議決権の行使について、信託契約に基づき指図を行うことができる権限を有する場合等、信託の受託者が当該一の者の意思と同一の内容の議決権を行使すると認められる場合においては、その議決権は当該一の者の有する議決権とみなす。

イ 一の者が議決権の2分の1を超える議決権を有する法人又は団体が、地上基幹放送の業務を行おうとする者の議決権を有する場合、その議決権は、当該一の者の有する議決権とみなす。ただし、一般社団法人等（一般社団法人、一般財団法人、私立学校法（昭和24年法律第270号）第3条に規定する学校法人、社会福祉法（昭和26年法律第45号）第22条に規定する社会福祉法人、宗教法人法（昭和26年法律第126号）第4条第2項に規定する宗教法人及び特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第2条第2項に規定する特定非営利活動法人をいう。以下同じ。）が地上基幹放送の業務を行おうとする者の議決権を有する場合にあっては、一の者の役員が当該一般社団法人等の過半数の理事又は責任役員（以下「理事等」という。）を兼ねているときに、その議決権は当該一の者の有する議決権とみなす。

ウ イの本文の規定は、地上基幹放送の業務を行おうとする者の議決権を有する法人又は団体と一の者との間にこれらの者

おらず、かつ、同法第67条の11第1項の店頭売買有価証券登録原簿に登録されていない株式をいう。以下同じ。）に係る議決権の行使について、信託契約に基づき指図を行うことができる権限を有する場合等、信託の受託者が当該一の者の意思と同一の内容の議決権を行使すると認められる場合における当該議決権

(11)・(12) (略)

第3章 衛星基幹放送の業務の認定等

(認定の基準)

第6条 認定は、次の各号に適合していると認めるときに行う。

(1)～(4) (略)

(5) 法第93条第1項第4号 及び 自由享有基準に規定する要件に適合していること。

この場合において自由享有基準第4条の規定に基づき、一の者が法人又は団体の議決権の10分の1又は3分の1を超える議決権を有しているか否かの判定は、次のアからウまでの議決権を合算して行うものとすること。

ア 一の者の名義に係る議決権

イ 一の者が自己の計算により議決権を有する場合であって、

と議決権の保有を通じた関係にある一又は二以上の法人又は団体（以下この号において「関連法人等」という。）が介在している場合（関連法人等及び当該法人又は団体がそれぞれその議決権の2分の1を超える議決権を当該一の者又は他の関連法人等（その議決権の2分の1を超える議決権が当該一の者又は他の関連法人等によって保有されているものに限る。）によって保有されている場合に限る。）に準用する。

(11)・(12) (同左)

第3章 (同左)

(認定の基準)

第6条 認定は、次の各号に適合していると認めるときに行う。

(1)～(4) (同左)

(5) 法第93条第1項第4号、自由享有基準 及び認定放送持株会社の子会社に関する特例に規定する要件に適合していること。

この場合において自由享有基準 第8条又は認定放送持株会社の子会社に関する特例第9条の規定に基づき、一の者が法人又は団体の議決権の10分の1又は100分の33.33333を超える議決権を有しているか否かの判定は、一の者の名義に係る議決権のほか、次のアからウまでに掲げる場合にあっては、次のアからウまでに定めるところにより、これらの議決権を合算して行うものとすること。

ア 一の者が自己の計算により議決権を有する場合、その議決権に係る株式の所有者の名義が異なっても、その議決権は、当該一の者の有する議決権とするものとする。また、一の者が、未公開株式に係る議決権の行使について、信託契約に基づき指図を行うことができる権限を有する場合等、信託の受託者が当該一の者の意思と同一の内容の議決権を行使すると認められる場合においては、その議決権は当該一の者の有する議決権とみなす。

イ 一の者が議決権の2分の1を超える議決権を有する法人又

その議決権に係る株式の所有者の名義が異なる場合における当該議決権

ウ 一の者が、未公開株式に係る議決権の行使について、信託契約に基づき指図を行うことができる権限を有する場合等、信託の受託者が当該一の者の意思と同一の内容の議決権を行使すると認められる場合における当該議決権

(6)・(7) (略)

第3章の2 移動受信用地上基幹放送の業務の認定等

(認定の基準)

第10条の3 認定は、次の各号に適合していると認めるときに行う。

(1)～(4) (略)

(5) 自由享有基準 第8条第9号 において、次に掲げる地域は隣接する放送対象地域として扱う。

北海道と東北広域圏(基幹放送普及計画第三の1の(一)エにおける区域をいう。)、中国・四国広域圏(同(一)キにおける区域をいう。)と九州・沖縄広域圏(同(一)クにおける区域をいう。)

(6) 法第93条第1項第4号 及び自由享有基準 に規定する要件に適合していること。

は団体が、衛星基幹放送の業務を行おうとする者の議決権を有する場合、その議決権は、当該一の者の有する議決権とみなす。ただし、一般社団法人等が、衛星基幹放送の業務を行おうとする者の議決権を有する場合にあっては、一の者の役員が当該一般社団法人等の過半数の理事等を兼ねているときに、その議決権は当該一の者の有する議決権とみなす。

ウ イの本文の規定は、衛星基幹放送の業務を行おうとする者の議決権を有する法人又は団体と一の者との間にこれらの者と議決権の保有を通じた関係にある一又は二以上の法人又は団体(以下この号において「関連法人等」という。)が介在している場合(関連法人等及び当該法人又は団体がそれぞれその議決権の2分の1を超える議決権を当該一の者又は他の関連法人等(その議決権の2分の1を超える議決権が当該一の者又は他の関連法人等によって保有されているものに限る。))によって保有されている場合に限る。)に準用する。

(6)・(7) (同左)

第3章の2 (同左)

(認定の基準)

第10条の3 認定は、次の各号に適合していると認めるときに行う。

(1)～(4) (同左)

(5) 自由享有基準 第4条の2第2項第1号イ において、次に掲げる地域は隣接する放送対象地域として扱う。

北海道と東北広域圏(基幹放送普及計画第三の1の(一)エにおける区域をいう。)、中国・四国広域圏(同(一)キにおける区域をいう。)と九州・沖縄広域圏(同(一)クにおける区域をいう。)

(6) 法第93条第1項第4号 、自由享有基準及び認定放送持株会社の子会社に関する特例 に規定する要件に適合しているこ

この場合において自由享有基準第4条の規定に基づき、一の者が法人又は団体の議決権の10分の1又は3分の1を超える議決権を有しているか否かの判定は、次のアからウまでの議決権を合算して行うものとすること。

ア 一の者の名義に係る議決権

イ 一の者が自己の計算により議決権を有する場合であって、その議決権に係る株式の所有者の名義が異なる場合における当該議決権

ウ 一の者が、未公開株式（金融商品取引法（昭和23年法律第25号）第2条第16項に規定する金融商品取引所に上場されておらず、かつ、同法第67条の11第1項の店頭売買有価証券登録原簿に登録されていない株式をいう。以下同じ。）に係る議決権の行使について、信託契約に基づき指図を行うことができる権限を有する場合等、信託の受託者が当該一の者の意思と同一の内容の議決権を行使すると認められる場合における当該議決権

と。

この場合において自由享有基準第8条又は認定放送持株会社の子会社に関する特例第9条の規定に基づき、一の者が法人又は団体の議決権の10分の1又は100分の33.33333を超える議決権を有しているか否かの判定は、一の者の名義に係る議決権のほか、次のアからウまでに掲げる場合にあっては、次のアからウまでに定めるところにより、これらの議決権を合算して行うものとすること。

ア 一の者が自己の計算により議決権を有する場合、その議決権に係る株式の所有者の名義が異なっても、その議決権は、当該一の者の有する議決権とするものとする。また、一の者が、未公開株式に係る議決権の行使について、信託契約に基づき指図を行うことができる権限を有する場合等、信託の受託者が当該一の者の意思と同一の内容の議決権を行使すると認められる場合においては、その議決権は当該一の者の有する議決権とみなす。

イ 一の者が議決権の2分の1を超える議決権を有する法人又は団体が、移動受信用地上基幹放送の業務を行おうとする者の議決権を有する場合、その議決権は、当該一の者の有する議決権とみなす。ただし、一般社団法人等が、移動受信用地上基幹放送の業務を行おうとする者の議決権を有する場合にあっては、一の者の役員が当該一般社団法人等の過半数の理事等を兼ねているときに、その議決権は当該一の者の有する議決権とみなす。

ウ イの本文の規定は、移動受信用地上基幹放送の業務を行おうとする者の議決権を有する法人又は団体と一の者との間にこれらの者と議決権の保有を通じた関係にある一又は二以上の法人又は団体（以下この号において「関連法人等」という。）が介在している場合（関連法人等及び当該法人又は団体がそれぞれその議決権の2分の1を超える議決権を当該一の者又は他の関連法人等（その議決権の2分の1を超える議決権が当該一の者又は他の関連法人等によって保有されてい

(7)・(8) (略)

第3章の3 経営基盤強化計画の認定等

(趣旨)

第10条の8 法第116条の3第1項の規定による経営基盤強化計画の認定及び法第116条の4第1項の規定による経営基盤強化計画の変更の認定を行うに当たっては、この章の定めるところによるものとする。

(認定の基準)

第10条の9 認定は、経営基盤強化計画が次に掲げる要件に適合していると認めるときに行う。

(1) 経営基盤強化計画に係る経営基盤強化が、当該経営基盤強化計画を提出する国内基幹放送事業者が国内基幹放送の業務を維持するため最大限の努力をするものであること。

業務の効率化、不採算部門の売却、遊休資産の売却その他の取組を通じて相当程度の収益性の向上が図られるものであること。

(2) 経営基盤強化計画に係る経営基盤強化が円滑かつ確実に実施されるものであること。

経営資源に照らして過度に実施困難なものでなく、適切に実施される経営体制が確立されていること。

(3) 経営基盤強化計画に係る経営基盤強化の実施により従業員の地位が不当に害されるものでないこと。

労働組合との協議その他雇用の安定等に関する配慮が十分に行われているものであること。

(4) 経営基盤強化計画の実施期間は、当該申請に係る国内基幹放送の業務に係る認定等（当該国内基幹放送の業務の認定又は特定地上基幹放送局の免許をいう。次条において同じ。）の有効

るものに限る。）によって保有されている場合に限る。）に準用する。

(7)・(8) (同左)

期間の満了の日（当該認定等の有効期間の満了の日までの期間が5年に満たない場合には、当該有効期間の満了の日から起算して5年を経過する日）までの期間を超えないものであること

。—
(5) 法第116条の6の規定による審議機関の設置等の特例の適用を受けようとする場合にあっては、次の要件に適合するものであること。

ア 特定放送番組同一化の対象となる二以上の国内基幹放送に係る放送対象地域が、いずれも県域放送に係るものであり、かつ、次のいずれかに該当すること。

(ア) 隣接するもの（北海道と青森県、千葉県と神奈川県、広島県と愛媛県、福岡県と山口県、兵庫県と徳島県、岡山県と香川県、長崎県と熊本県、鹿児島県と沖縄県の区域は、それぞれ隣接するものとして扱う。）又は隣接して連続するもの（当該放送対象地域のうちの放送対象地域に当該放送対象地域の他の全ての放送対象地域が隣接する位置関係にあるものに限る。）であること。

(イ) 青森県、岩手県、宮城県、秋田県、山形県及び福島県の各区域を併せた全てを含む地域であること。

(ウ) 福岡県、佐賀県、長崎県、熊本県、大分県、宮崎県及び鹿児島県の各区域を併せた全てを含む地域であること

。—
(エ) 福岡県、佐賀県、長崎県、熊本県、大分県、宮崎県、鹿児島県及び沖縄県の各区域を併せた全てを含む地域であること。

イ 法第116条の3第2項第5号ロに規定する地域性確保措置の内容が、特定放送番組同一化の対象となる2以上の国内基幹放送に係るそれぞれの放送対象地域における放送番組に対する当該放送対象地域固有の需要を満たすために適切なものであること。

例えば、次の全ての措置又はこれらと同等と認められる措置が講じられるものであること。

(ア) 特定放送番組同一化の対象となる2以上の国内基幹放送に係る編成担当の役員や従業員及び放送番組審議機関(法第116条の6第1項の規定により共同して置かれる場合に限る。ウ(ア)において同じ。)の委員の構成に関し、当該2以上の国内基幹放送に係る放送対象地域間のバランスが適切に確保されていること。

(イ) 特定放送番組同一化の対象となる2以上の国内基幹放送に係るそれぞれの放送対象地域向けの放送番組が設けられていること。

(ウ) 特定放送番組同一化の対象となる2以上の国内基幹放送に係るそれぞれの放送対象地域向けの災害に関する放送を確実にを行うための体制が確保されていること。

(エ) 特定放送番組同一化の対象となる2以上の国内基幹放送に係るそれぞれの放送対象地域ごとに取材拠点が維持されていること。

ウ イにかかわらず、申請のあった経営基盤強化計画の実施期間中に業務の継続が困難となるおそれがある場合は、例えば、次の全ての措置又はこれらと同等と認められる措置が講じられるものであること。

(ア) 特定放送番組同一化の対象となる2以上の国内基幹放送に係る編成担当の役員や従業員及び放送番組審議機関の委員の構成に関し、当該2以上の国内基幹放送に係る放送対象地域間のバランスが適切に確保されていること

(イ) 特定放送番組同一化の対象となる2以上の国内基幹放送に係るそれぞれの放送対象地域向けの放送番組が設けられていること。

(6) 自由享有基準第10条第1項の規定による特例役員兼任関係に係る特例の適用を受けようとする場合にあっては、次の要件に適合するものであること。

ア 規則第91条の4第2号に規定する地域性確保措置の内容が、それぞれの放送対象地域における放送番組に対する当該放

送対象地域固有の需要を満たすために適切なものであること。ただし、特定放送番組同一化を併せて行う場合であって、(5)に掲げる要件に適合するときは、この限りでない。

例えば、次の全ての措置又はこれらと同等と認められる措置が講じられるものであること。

(ア) 編成担当の役員や従業員及び放送番組審議機関（法第7条第3項の規定により共同して置かれる場合に限る。

イ(ア)において同じ。）の委員の構成が、それぞれの放送対象地域における地域社会の要望を充足する放送の実施に支障を及ぼすおそれがないものであること。

(イ) それぞれの放送対象地域向けの放送番組（災害放送を含む。）が設けられていること。

イ アにかかわらず、申請のあった経営基盤強化計画の実施期間中に業務の継続が困難となるおそれがある場合は、例えば、次の全ての措置又はこれらと同等と認められる措置が講じられるものであること。

(ア) 編成担当の役員や従業員及び放送番組審議機関の委員の構成が、それぞれの放送対象地域における地域社会の要望を充足する放送の実施に支障を及ぼすおそれがないものであること。

(イ) それぞれの放送対象地域向けの放送番組が設けられていること。

ウ 多元性・多様性確保措置の内容が、放送対象地域が重複する地域における多元的かつ多様な放送番組に対する需要を満たすために適切なものであること。

(認定経営基盤強化計画の変更認定の基準)

第10条の10 前条の規定は、法第116条の4第1項の規定による変更の認定について準用する。ただし、計画期間中に法第116条の5第1項又は第3項の規定の適用を受けた者の実施期間の変更については、当該変更の申請に係る国内基幹放送の業務に係る認定等の有効期間の満了の日までの期間を超えないものに限る。

(資料の提出)

第 10 条の 11 この章に規定する審査を行うに当たって必要があると認めるときは、申請者に対し、追加資料の提出を求めるものとする。

第 6 章 認定放送持株会社の認定

(認定の基準)

第 18 条 認定は、次の各号に適合していると認めるときに行う。

(1) 申請対象会社が、次のいずれかに該当する者であること。

ア 一以上の地上基幹放送の業務を行う基幹放送事業者をその子会社とし、又はしようとする会社であつて、二以上の基幹放送事業者をその関係会社とし、又はしようとするもの

イ 一以上の地上基幹放送の業務を行う基幹放送事業者をその子会社とする会社であつて、二以上の基幹放送事業者をその関係会社とするものを設立しようとする者

(2)・(3) (略)

(4) 申請対象会社の子会社である基幹放送事業者及びこれに準ずる者として規則第 183 条各号に掲げる者の株式の取得価額及び規則第 183 条の 2 に規定する資産の額の合計額の規則第 184 条に規定する当該申請対象会社の総資産の額に対する割合が、常時、100 分の 50 を超えることが確実であると見込まれること。

この場合において、規則第 183 条第 3 号の「主として」とは、原則として、密接に関連する業務に係る 収益 又は資産の合計金額の当該業務を行う者の 収益の合計額 又は総資産の額に対する割合が 100 分の 50 を超える場合をいい、同号の「密接に関連する業務」とは、同号の基幹放送事業者のために行う次の業務をいうものとする。

第 6 章 (同左)

(認定の基準)

第 18 条 認定は、次の各号に適合していると認めるときに行う。

(1) 2 以上の基幹放送事業者(当該 2 以上の基幹放送事業者に 1 以上の地上基幹放送の業務を行う者が含まれる場合に限る。)をその子会社とし、又はすることが認められること。

(2)・(3) (同左)

(4) 申請対象会社の子会社である基幹放送事業者及びこれに準ずる者として規則第 183 条各号に掲げる者の株式の取得価額の合計額の規則第 184 条の規定による当該申請対象会社の総資産の額に対する割合が、常時、100 分の 50 を超えることが確実であると見込まれること。

この場合において、規則第 183 条第 3 号の「主として」とは、原則として、密接に関連する業務に係る 収入 又は資産の合計金額の当該業務を行う者の 総収入 又は総資産の額に対する割合が 100 分の 50 を超える場合をいい、同号の「密接に関連する業務」とは、同号の基幹放送事業者のために行う次の業務をいうものとする。

ア～コ (略)

(5) (略)

(6) 申請対象会社が、法第 159 条第 2 項第 5 号イからヌまでの各規定に該当しないこと。

別紙 1 (第 3 条関係)

第 3 条(11)による審査は、関係法令、基幹放送普及計画及び基幹放送用周波数使用計画によるほか、下記の基準によることとする。

記

1～10 (略)

11 地上基幹放送(全国放送を除く。)の業務を行う申請者が認定放送持株会社の関係会社であるときは、国内基幹放送の放送番組の編集に当たっては、その放送対象地域における多様な放送番組に対する需要を満たすため、当該放送対象地域向けに自らが制作する放送番組を有するように努めること。

12 地上基幹放送(全国放送及びコミュニティ放送を除く。)の業務を行う申請者は、以下に掲げる者(認定放送持株会社の関係会社にあつては、ウ)が、できるだけその地上基幹放送の業務に係る放送対象地域に住所を有する者でなければならない。

ア 主たる出資者

イ 役員

ウ 審議機関の委員

13～18 (略)

19 コミュニティ放送を行う地上基幹放送の業務の認定等は、14の基準によるほか、次の各号の条件を満たすものでなければならない。

(1)～(4) (略)

20～21 (略)

22 コミュニティ放送局の電波に重畳して多重放送を行う地上基幹放送の業務の認定等は、次の基準によるものとする。

(1) (略)

(2) 地域密着性の確保のため、18(3)の条件に適合しているもの

ア～コ (同左)

(5) (同左)

(6) 申請対象会社が、法第 159 条第 2 項第 5 号イからリまでの各規定に該当しないこと。

別紙 1 (第 3 条関係)

第 3 条(11)による審査は、関係法令、基幹放送普及計画及び基幹放送用周波数使用計画によるほか、下記の基準によることとする。

記

1～10 (同左)

11～16 (同左)

17 コミュニティ放送を行う地上基幹放送の業務の認定等は、12の基準によるほか、次の各号の条件を満たすものでなければならない。

(1)～(4) (同左)

18～19 (同左)

20 (同左)

(1) (同左)

(2) 地域密着性の確保のため、16(3)の条件に適合しているもの

であること。

23～25 (略)

別紙3(第7条関係)

衛星基幹放送の業務に関し、衛星基幹放送事業者に指定することのできる周波数が不足するときは、特別の事情がある場合を除き、次に掲げる基準により比較審査を行うものとする。

1・2 (略)

3 上記2の審査において同順位となった二以上の申請について更に比較審査を行う必要があるときは、次に掲げる基準への適合性その他放送の普及及び健全な発達への寄与の程度を総合的に勘案し、最も公共の福祉に適合するものを優先するものとする。

(1)・(2) (略)

(3) 表現の自由の享有

一の者が申請者の議決権の10分の1を超える議決権を有する関係を 法第2条第32号イからハまでに掲げる関係に該当するものとみなした場合であっても、自由享有基準第8条に規定する基準に適合すること。この場合において、同条第7号イの規定中「三分の一を超え、二分の一以下の議決権を有する関係を支配関係に該当しない」とあるのは、「十分の一を超える議決権を有する関係を支配関係に該当する」と読み替えるものとする。

(4)～(14) (略)

4 (略)

別紙4(第10条の4関係)

移動受信用地上基幹放送(デジタル放送の標準方式第4章第2節に定める放送を行うものに限る。以下この別紙において同じ。)の業務に関し、移動受信用地上基幹放送事業者に指定することのできる周波数が不足するときは、特別の事情がある場合を除き、次に掲げる基準により比較審査を行うものとする。

であること。

21～23 (同左)

別紙3(第7条関係)

衛星基幹放送の業務に関し、衛星基幹放送事業者に指定することのできる周波数が不足するときは、特別の事情がある場合を除き、次に掲げる基準により比較審査を行うものとする。

1・2 (同左)

3 上記2の審査において同順位となった二以上の申請について更に比較審査を行う必要があるときは、次に掲げる基準への適合性その他放送の普及及び健全な発達への寄与の程度を総合的に勘案し、最も公共の福祉に適合するものを優先するものとする。

(1)・(2) (同左)

(3) 表現の自由の享有

一の者が申請者の議決権の10分の1を超える議決権を有する関係を 法第93条第2項第1号に掲げる関係に該当するものとみなした場合であっても、自由享有基準第4条に規定する基準に適合すること。この場合において、同条第2項第1号ロの規定中「百分の三十三・三三三三三を超え、二分の一以下の議決権を有する関係を同条第二項第一号に掲げる関係に該当しない」とあるのは、「十分の一を超える議決権を有する関係を同条第二項第一号に掲げる関係に該当する」と読み替えるものとする。

(4)～(14) (同左)

4 (同左)

別紙4(第10条の4関係)

移動受信用地上基幹放送(デジタル放送の標準方式第4章第2節に定める放送を行うものに限る。以下この別紙において同じ。)の業務に関し、移動受信用地上基幹放送事業者に指定することのできる周波数が不足するときは、特別の事情がある場合を除き、次に掲げる基準により比較審査を行うものとする。

1 (略)
2 上記 1 の審査において同順位となった二以上の申請について更に比較審査を行う必要があるときは、次に掲げる基準への適合性その他放送の普及及び健全な発達への寄与の程度を総合的に勘案し、最も公共の福祉に適合するものを優先するものとする。この場合において、(1)の基準は、(2)から(13)までの基準に係る事業計画の実現可能性を含め、基幹放送業務の根幹である財政面・番組編成面の両面からみた事業遂行能力を総合的に審査するものであることから、特に重視するものとする。

(1) (略)

(2) 表現の自由の享有

一の者が申請者の議決権の 10 分の 1 を超える議決権を有する関係を 法第 2 条第 32 号イからハまでに掲げる関係に該当するものとみなした場合であっても、自由享有基準 第 8 条に規定する基準に適合すること。この場合において、一の者が法人又は団体の議決権を有しているか否かの判定については、第 10 条の 3(6)後段の規定を準用することとする。

別添 2 放送の区分と送信の標準方式について (第 3 条(7)イ、第 6 条(4)イ、第 10 条の 3(4)イ及び第 12 条(7)ア (イ) 関係)

1 基幹放送設備を用いて行う基幹放送の品質

(1) (略)

(2) 地上基幹放送局を用いて行う超短波放送

ア (略)

イ デジタル放送を行う場合

デジタル放送の標準方式 第 1 章及び第 2 章の規定に適合するものであること。

ウ～エ (略)

(3) (略)

(4) 地上基幹放送局を用いて行うテレビジョン放送

デジタル放送の標準方式 第 1 章及び第 3 章の規定に適合す

1 (同左)

2 (同左)

(1) (同左)

(2) 表現の自由の享有

一の者が申請者の議決権の 10 分の 1 を超える議決権を有する関係を 法第 93 条第 2 項第 1 号に掲げる関係に該当するものとみなした場合であっても、自由享有基準 第 4 条の 2 第 1 項に規定する基準に適合すること。この場合において、一の者が法人又は団体の議決権を有しているか否かの判定については、第 10 条の 3(6)後段の規定を準用することとする。

別添 2 放送の区分と送信の標準方式について (第 3 条(7)イ、第 7 条(4)イ、第 10 条の 3(4)イ及び第 12 条(7)ア (イ) 関係)

1 基幹放送設備を用いて行う基幹放送の品質

(1) (同左)

(2) 地上基幹放送局を用いて行う超短波放送

ア (同左)

イ デジタル放送を行う場合

標準テレビジョン放送等のうちデジタル放送に関する送信の標準方式 (平成 23 年総務省令第 87 号) 第 1 章及び第 2 章の規定に適合するものであること。

ウ～エ (同左)

(3) (同左)

(4) 地上基幹放送局を用いて行うテレビジョン放送

標準テレビジョン放送等のうちデジタル放送に関する送信

るものであること。

(5) 衛星基幹放送
デジタル放送の標準方式 第1章、第5章及び第6章の規定に適合するものであること。

(6) 移動受信用地上基幹放送
デジタル放送の標準方式 第1章及び第4章の規定に適合するものであること。

2 (略)

の標準方式 第1章及び第3章の規定に適合するものであること。

(5) 衛星基幹放送
標準テレビジョン放送等のうちデジタル放送に関する送信の標準方式 第1章、第5章及び第6章の規定に適合するものであること。

(6) 移動受信用地上基幹放送
標準テレビジョン放送等のうちデジタル放送に関する送信の標準方式 (平成23年総務省令第87号) 第1章及び第4章の規定に適合するものであること。

2 (同左)